

介護保険高額介護サービス費とは…

介護保険サービスを利用されると、利用者は通常介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じて、費用を負担することになります。1カ月内の負担合計額が高額になり、下記の上限額を超えたときは、超えた部分が「高額介護サービス費」として支給されます。介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書を長寿介護課まで提出してください。審査の上、後日支給されます。

高額介護サービス費対象段階・金額

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
課税所得690万円以上	140,100円
課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
世帯のどなたかが住民税課税(一般)	44,400円
低所得(住民税世帯非課税)	24,600円
・合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	(個人)15,000円
・生活保護の受給者など	(個人)15,000円 15,000円

※(個人)の金額は個人単位の上限額になります。

サービス利用から申請、支給までの流れは次のとおりです。(例外的場合もあります)

(サービス利用月)	(翌々月上旬)	(提出)	(提出月の翌々月)
在宅サービス・施設の利用⇒	利用状況確認後、対象者に高額介護サービス費のお知らせ・申請書を送付⇒	申請書を記入し、市役所長寿介護課へ提出⇒	審査の上、振込。支給決定通知を送付します。以後対象となる月は自動的に振込み、支給決定通知書を送付

次のことにお気をつけください。

- ①同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯内での合計額が上限額を超えると対象となります。
- ②食費・居住費の自己負担額や日常生活費は高額介護サービス費の対象となりません。
- ③上限額は月ごとの管理となります。(1日から月末まで)
- ④一度申請されますと、以後「対象となる月」について自動振込みとなります。その場合、振込時に支給決定通知書を送付します。
- ⑤口座を解約された場合等は、以後の振込ができませんので、長寿介護課にて振込口座変更の手続きをお願いします。

総社市 長寿介護課介護保険係 0866-92-8369